

令和6年5月定例教育委員会次第

日時： 令和6年5月20日（月）
午前10時～午前11時30分予定
場所： 犬山市役所2階201、202会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|----------------------------------|------------|
| 第7号議案 | 犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部改正について | (学校教育課) |
| 第8号議案 | 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第9号議案 | 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第10号議案 | 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第11号議案 | 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第12号議案 | 犬山市学校運営協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第13号議案 | 犬山市社会教育委員の委嘱について | (文化推進課) |
| 第14号議案 | 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について | (文化推進課) |
| 第15号議案 | 犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について | (文化推進課) |
| 第16号議案 | 犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第17号議案 | 犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員(専門部会委員)の委嘱について | (歴史まちづくり課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|------------------------|---------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化推進課) | No.1 |
| (2) | 6月・7月行事予定表について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和6年度学校四役等一覧表について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) | 令和6年度犬山市青少年健全育成講演会について | (文化推進課) | No.4 |
| (5) | 議会の議決を経るべき事件 | (教育部) | No.5 |
| (6) | いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.6 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第7号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部改正について

犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、協議会の委員委嘱を犬山市小中学校PTA連合会会長から代表に変更し、会長の負担軽減を行う必要があるからである。

犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部を改正する規則

犬山市通学路安全対策連絡協議会規則（平成29年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 犬山市小中学校PTA連合会代表

第4条第4号を次のように改める。

(4) 犬山市小中学校PTA連合会事務局代表

第5条第2項中「犬山市小中学校PTA連合会会長」を「犬山市小中学校PTA連合会代表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部改正のための新旧対照表

| 新 (改正後) | 旧 (改正前) |
|---|--|
| <p>(委員) 第4条 略 <u>(1) 犬山市小中学校PTA連合会代表</u> (2) 及び(3) 略 (4) <u>犬山市小中学校PTA連合会事務局代表</u> (5)～(9) 略 (会長及び副会長) 第5条 略 2 会長は、<u>犬山市小中学校PTA連合会代表</u>をもって充てる。 3～5 略</p> | <p>(委員) 第4条 略 (1) <u>犬山市小中学校PTA連合会会長</u> (2) 及び(3) 略 (4) <u>犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者</u> (5)～(9) 略 (会長及び副会長) 第5条 略 2 会長は、<u>犬山市小中学校PTA連合会会長</u>をもって充てる。 3～5 略</p> |

犬山市教育委員会第8号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度 犬山市学校食育推進委員会委員(案)

任期：委嘱日～令和7年3月31日

| No. | 区分 | 氏名 | 所属等 | 新規 継続 |
|-----|---------------|--------|------------------------------|------------|
| 1 | 医師会代表 | 榑原 吉峰 | 犬山市医師会代表 榑原こどもクリニック | 継続 (5期) |
| 2 | 薬剤師会代表 | 間宮 進 | 犬山市学校薬剤師代表 | 新規 |
| 3 | 保護者代表 | 浅岡 正視 | 南部中学校PTA会長 | 新規 |
| 4 | 保護者代表 | 島崎 友子 | 東小学校PTA会長 | 新規 |
| 5 | 学識経験者 | 山岡 由理子 | 名古屋経済大学人間生活科学部 管理栄養学科 准教授 | 新規 |
| 6 | 学校長代表 | 長谷川 誠 | 犬山北小学校長 | 新規 |
| 7 | 学校長代表 | 高木 順二 | 犬山中学校長 | 新規 |
| 8 | 教務主任代表 | 原 健太 | 南部中学校教諭 | 新規 |
| 9 | 養護教諭代表 | 鈴木 由里恵 | 犬山西小学校養護教諭 | 継続 (3期) |
| 10 | 栄養教諭・学校栄養職員代表 | 高木 千聡 | 南部中学校栄養教諭 | 新規 |
| 11 | 栄養教諭・学校栄養職員代表 | 足立 衣里 | 犬山西小学校学校栄養職員 | 新規 |

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市学校食育推進委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。
- 委員は20人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市学校食育推進委員会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、医師会代表、薬剤師会代表、学識経験者、学校長代表、保護者代表、教務主任代表、養護教諭代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、関係機関の職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 審議会の女性比率 45.5% (11名中5名)

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和7年3月31日

| No. | 区分 | 氏名 | 所属等 | 新規 継続 |
|-----|----------------------|--------|---------------------|------------|
| 1 | 医師及び 学識経験者 | 榊原 吉峰 | 榊原こどもクリニック | 継続 (8期) |
| 2 | 特別支援学校の職員 | 河原 由加里 | 一宮東特別支援学校 小学部主事 | 新規 |
| 3 | 特別支援学校の職員 | 吉田 美保 | 小牧特別支援学校 中学部主事 | 新規 |
| 4 | 児童福祉施設及び児童 相談所の職員 | 金井 牧仁 | 溢愛館 施設長 | 継続 (8期) |
| 5 | 児童福祉施設及び児童 相談所の職員 | 天久 親紀 | 一宮児童相談センター 児童心理士 | 新規 |
| 6 | 小学校長 及び中学校長 | 梅田 理奈子 | 犬山市立今井小学校長 | 新規 |
| 7 | 小学校長 及び中学校長 | 小竹 摩記 | 犬山市立東部中学校長 | 新規 |
| 8 | 養護教諭 | 勝又 美樹 | 犬山市立城東中学校 主任養護教諭 | 継続 (8期) |
| 9 | 特別支援学級担当教 諭 | 島田 優香 | 犬山市立楽田小学校教諭 | 新規 |
| 10 | 特別支援学級担当教 諭 | 乾 雄輝 | 犬山市立東部中学校教諭 | 新規 |
| 11 | 市職員 | 伊藤 真弓 | 子ども未来課主幹 指導保育士 | 継続 (5期) |
| 12 | 市職員 | 後藤 まゆみ | こすもす園長 | 継続 (5期) |
| 13 | 市職員 | 尾関 正照 | 家庭児童相談員 | 継続 (8期) |

1) 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。

○教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して
図るため必要な事項について協議及び調査する。

○委員は15人（以内）とする。

○委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。

○委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す
る。

○委員会に、委員長、副委員長を置く。

○委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

○年3回（7月ごろ、11月ごろ、1月ごろを予定）

○関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 61.5%

犬山市教育委員会第10号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度犬山市特別支援教育連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和7年3月31日

| No. | 区分 | 氏名 | 所属等 | 新規 継続 |
|-----|-----------|--------|-------------------------------|------------|
| 1 | 学識経験者 | 岩田 吉生 | 愛知教育大学 准教授 | 継続 (7期) |
| 2 | 特別支援学校の職員 | 吉田 美保 | 小牧特別支援学校 中学部主事 | 新規 |
| 3 | 学校関係者 | 大藪 正恭 | 犬山市立犬山西小学校長 | 継続 (3期) |
| 4 | 学校関係者 | 小竹 摩記 | 犬山市立東部中学校長 | 新規 |
| 5 | 学校関係者 | 久本 浩子 | 犬山市立栗栖小学校教頭 | 新規 |
| 6 | 学校関係者 | 原 健太 | 犬山市立南部中学校教務主任 | 新規 |
| 7 | 学校関係者 | 溜 久美子 | 犬山市立城東中学校校務主任 | 新規 |
| 8 | 学校関係者 | 森山 友起 | 犬山市立犬山西小学校校務主任 | 新規 |
| 9 | 学校関係者 | 鈴木 由里恵 | 犬山市立犬山西小学校養護教諭 (市養護教諭連絡会) | 継続 (3期) |
| 10 | 学校関係者 | 井塚 裕士 | 犬山市立楽田小学校教諭 (市特別支援学級連絡協議会) | 継続 (3期) |
| 11 | 市職員 | 平松 奈緒美 | 犬山幼稚園長 | 新規 |
| 12 | 市職員 | 奥谷 雪江 | 障害者支援課長 | 新規 |
| 13 | 市職員 | 水野 嘉彦 | 健康推進課長 | 新規 |
| 14 | 市職員 | 伊藤 真弓 | 子ども未来課主幹 指導保育士 | 継続 (3期) |
| 15 | 市職員 | 鈴木 努 | 子ども未来センター長 | 継続 (6期) |
| 16 | 市職員 | 後藤 まゆみ | こすもす園長 | 継続 (5期) |
| 17 | 市職員 | 鈴木 早智 | 学校教育課主幹兼指導室長 | 新規 |
| 18 | 市職員 | 黒木 夕子 | 学校教育課指導主事 | 新規 |

1) 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。

○教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。

○委員は20人（以内）とする。

○委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、学識経験者、学校関係者等に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。

○協議会に、委員長、副委員長を置く。

2) 協議会の開催について

○年1回（10月ごろを予定）

○関係機関との連携・協力・情報共有など。

3) 審議会の女性比率 66.7%

犬山市教育委員会第11号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和7年3月31日

| No. | 区分 | 氏名 | 所属等 | 新規 継続 |
|-----|--------------------|--------|----------------------------|-------------|
| 1 | 犬山市小中学校PTA連合会代表 | 浅岡 正視 | 犬山市南部中学校PTA会長 | 新規 |
| 2 | 犬山市小中学校長会代表 | 長谷川 誠 | 犬山市立犬山北小学校長 (校長会小学校副会長) | 継続 (2期) |
| 3 | 犬山市小中学校長会代表 | 高木 順二 | 犬山市立犬山中学校長 (校長会中学校副会長) | 新規 |
| 4 | 犬山市小中学校PTA連合会事務局代表 | 間部 克敏 | 犬山市立南部中学校長 | 新規 |
| 5 | 犬山警察署職員 | 渋谷 壘 | 犬山警察署生活安全課長 | 新規 |
| 6 | 犬山警察署職員 | 早川 健太 | 犬山警察署交通課長 | 継続 (2期) |
| 7 | 交通安全協会犬山支部支部長 | 曾我 公彦 | 犬山交通安全協会会長 | 継続 (6期) |
| 8 | 犬山扶桑防犯協会会長 | 稲山 達也 | 犬山扶桑防犯協会会長 | 継続 (4期) |
| 9 | 愛知県一宮建設事務所職員 | 祖父江 貴宏 | 愛知県一宮建設事務所道路整備課長 | 継続 (2期) |
| 10 | 愛知県一宮建設事務所職員 | 藤原 英智 | 愛知県一宮建設事務所維持管理課長 | 新規 |
| 11 | 市職員 | 伊藤 修 | 犬山市市民部防災交通課長 | 継続 (2期) |
| 12 | 市職員 | 高橋 秀成 | 犬山市都市整備部整備課長 | 継続 (7期) |
| 13 | 市職員 | 吉田 昌義 | 犬山市都市整備部土木管理課長 | 継続 (7期) |
| | アドバイザー | 磯部 友彦 | 中部大学工学部都市建設工学科教授 | 継続 (10期) |

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

- 協議会の委員は、犬山市小中学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。
- 協議会には、会長、副会長を置く。
- 協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 協議会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

2) 委員会の開催について

- 年2回（7月ごろ、1月ごろを予定）
- 通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 0%

犬山市教育委員会第12号議案

犬山市学校運営協議会委員の委嘱について

犬山市学校運営協議会規則第8条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、市内各校に学校運営協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度 犬山市立小中学校学校運営協議会委員（案）

任期：任命の日から当該日の属する年度の末日まで

| 通番 | 学校名 | 氏名 | 理由 | 新規継続 |
|------|--------|--------|-------------------|------|
| 0101 | 犬山北小学校 | 河村 雅之 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0102 | 犬山北小学校 | 奥村 貴美代 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0103 | 犬山北小学校 | 木納 聖子 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0104 | 犬山北小学校 | 山本 智子 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0105 | 犬山北小学校 | 武田 美地秋 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0106 | 犬山北小学校 | 松田 修 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0107 | 犬山北小学校 | 保浦 万起子 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0108 | 犬山北小学校 | 高木 浩行 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0109 | 犬山北小学校 | 長谷川 誠 | (5)教職員 | 新規 |
| 0110 | 犬山北小学校 | 浅井 敬史 | (5)教職員 | 新規 |
| 0201 | 犬山南小学校 | 富岡 智 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0202 | 犬山南小学校 | 子安 弘恭 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0203 | 犬山南小学校 | 布目 訓久 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0204 | 犬山南小学校 | 長畠 貴栄 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0205 | 犬山南小学校 | 伊藤 喜明 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0206 | 犬山南小学校 | 上垣外 勝安 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0207 | 犬山南小学校 | 仲田 真由美 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0208 | 犬山南小学校 | 伊藤 功人 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0301 | 城東小学校 | 谷 繁祐樹 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0302 | 城東小学校 | 奥村 英俊 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0303 | 城東小学校 | 紀藤 統一 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0304 | 城東小学校 | 大沢 秀教 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0305 | 城東小学校 | 小川 主税 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0306 | 城東小学校 | 山内 一央 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0307 | 城東小学校 | 三橋 みよ子 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0308 | 城東小学校 | 渡辺 弘美 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0309 | 城東小学校 | 土肥 美奈子 | (6)学識経験者 | 新規 |

| 通番 | 学校名 | 氏名 | 理由 | 新規 継続 |
|------|-------|--------|-------------------|----------|
| 0310 | 城東小学校 | 井戸 孝之 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0401 | 今井小学校 | 奥村 宏 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0402 | 今井小学校 | 奥村 昌彦 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0403 | 今井小学校 | 古屋 克敏 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0404 | 今井小学校 | 長瀬 孝司 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0405 | 今井小学校 | 奥村 修 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0406 | 今井小学校 | 林 すわ子 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0407 | 今井小学校 | 玉野 正義 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0408 | 今井小学校 | 奥村 由季恵 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0409 | 今井小学校 | 奥村 寿英 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0410 | 今井小学校 | 佐藤 嘉高 | (5)教職員 | 新規 |
| 0501 | 栗栖小学校 | 長瀬 尚美 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0502 | 栗栖小学校 | 仙石 友男 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0503 | 栗栖小学校 | 長瀬 由武 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0504 | 栗栖小学校 | 丸山 和成 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0505 | 栗栖小学校 | 館 明日香 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0601 | 羽黒小学校 | 横井 耕市 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0602 | 羽黒小学校 | 今枝 稔幸 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0603 | 羽黒小学校 | 澤野 勝己 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0604 | 羽黒小学校 | 廣中 典子 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0605 | 羽黒小学校 | 玉置 幸哉 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0606 | 羽黒小学校 | 丸山 幸治 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0607 | 羽黒小学校 | 沼 靖子 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0608 | 羽黒小学校 | 鈴木 敬明 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0609 | 羽黒小学校 | 森 泰人 | (5)教職員 | 新規 |
| 0610 | 羽黒小学校 | 青山 政男 | (5)教職員 | 新規 |
| 0701 | 楽田小学校 | 橋本 海 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0702 | 楽田小学校 | 松本 里美 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0703 | 楽田小学校 | 杉本 裕子 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0704 | 楽田小学校 | 河村 雅之 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |

| 通番 | 学校名 | 氏名 | 理由 | 新規 継続 |
|------|--------|--------|-------------------|----------|
| 0705 | 楽田小学校 | 森岡 万朱衣 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0706 | 楽田小学校 | 古田 智広 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0707 | 楽田小学校 | 元安 明 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0708 | 楽田小学校 | 正岡 久和 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0709 | 楽田小学校 | 吉野 孝博 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0710 | 楽田小学校 | 浅岡 正視 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0801 | 池野小学校 | 天野 久典 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0802 | 池野小学校 | 加藤 麻衣子 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0803 | 池野小学校 | 奥村 良生 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0901 | 東小学校 | 松岡 由里子 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 0902 | 東小学校 | 伊藤 恭子 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0903 | 東小学校 | 宮田 亜子 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 0904 | 東小学校 | 瀨瀨 明三 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 0905 | 東小学校 | 北原 由美子 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 0906 | 東小学校 | 足立 裕子 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0907 | 東小学校 | 島崎 友子 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 0908 | 東小学校 | 永濱 奈穂 | (5)教職員 | 新規 |
| 0909 | 東小学校 | 水野 雄介 | (5)教職員 | 新規 |
| 1001 | 犬山西小学校 | 長嶋 貴栄 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1002 | 犬山西小学校 | 堀田 知人 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 1003 | 犬山西小学校 | 谷 和美 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1004 | 犬山西小学校 | 石田 文孝 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1005 | 犬山西小学校 | 高木 優 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1006 | 犬山西小学校 | 下津 秋久 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 1007 | 犬山西小学校 | 高橋 佑二 | (2)地域の住民 | 新規 |
| 1008 | 犬山西小学校 | 馬場 梨恵子 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1009 | 犬山西小学校 | 林 すわ子 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 1010 | 犬山西小学校 | 大藪 正恭 | (5)教職員 | 新規 |
| 1101 | 犬山中学校 | 野村 秀夫 | (6)学識経験者 | 新規 |
| 1102 | 犬山中学校 | 森川 純子 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |

| 通番 | 学校名 | 氏名 | 理由 | 新規 継続 |
|------|-------|--------|--------------------|----------|
| 1103 | 犬山中学校 | 林 昭夫 | (1) 児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1104 | 犬山中学校 | 二宮 敬子 | (1) 児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1105 | 犬山中学校 | 宮崎 洋平 | (4) 学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1106 | 犬山中学校 | 長嶋 貴栄 | (4) 学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1107 | 犬山中学校 | 安田 一生 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1108 | 犬山中学校 | 後藤 武徳 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1109 | 犬山中学校 | 高木 順二 | (5) 教職員 | 新規 |
| 1110 | 犬山中学校 | 坪内 茂雅 | (5) 教職員 | 新規 |
| 1201 | 城東中学校 | 水野 幹伸 | (6) 学識経験者 | 新規 |
| 1202 | 城東中学校 | 林 すわ子 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1203 | 城東中学校 | 大澤 みどり | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1204 | 城東中学校 | 奥村 好樹 | (4) 学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1205 | 城東中学校 | 三矢 耕平 | (1) 児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1206 | 城東中学校 | 山内 一央 | (3) 地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 1207 | 城東中学校 | 井戸 孝之 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1208 | 城東中学校 | 高木 潔 | (5) 教職員 | 新規 |
| 1209 | 城東中学校 | 小澤 裕行 | (5) 教職員 | 新規 |
| 1301 | 南部中学校 | 横井 耕市 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1302 | 南部中学校 | 森岡 万朱衣 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1303 | 南部中学校 | 玉置 純二 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1304 | 南部中学校 | 澤野 勝己 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1305 | 南部中学校 | 押谷 重昭 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1306 | 南部中学校 | 杉本 裕子 | (6) 学識経験者 | 新規 |
| 1307 | 南部中学校 | 伊藤 恭子 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1308 | 南部中学校 | 伊藤 彰 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1309 | 南部中学校 | 千葉 桂子 | (3) 地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 1310 | 南部中学校 | 浅岡 正視 | (1) 児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1401 | 東部中学校 | 井戸 則夫 | (6) 学識経験者 | 新規 |
| 1402 | 東部中学校 | 斉木 淳一 | (2) 地域の住民 | 新規 |
| 1403 | 東部中学校 | 石田 耕司 | (2) 地域の住民 | 新規 |

| 通番 | 学校名 | 氏名 | 理由 | 新規 継続 |
|------|-------|-------|-------------------|----------|
| 1404 | 東部中学校 | 赤谷 浩 | (3)地域学校協働活動推進員 | 新規 |
| 1405 | 東部中学校 | 伊藤 恭子 | (4)学校運営に資する活動を行う者 | 新規 |
| 1406 | 東部中学校 | 田中 早織 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1407 | 東部中学校 | 吉田 野枝 | (1)児童生徒の保護者 | 新規 |
| 1408 | 東部中学校 | 小竹 摩記 | (5)教職員 | 新規 |
| 1409 | 東部中学校 | 川田 哲陽 | (5)教職員 | 新規 |

1 設置について

・学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、犬山市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

・教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

・対象学校の校長は、毎年度次に掲げる事項についての基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項

・協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 委員について

・協議会の委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 対象学校の校長その他の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

・委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 協議会の開催について

・協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議し、当該会議に係る議案をあらかじめ示した上で招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

4 本委員会の女性比率

43人／123人 34.9%

犬山市教育委員会第13号議案

犬山市社会教育委員の委嘱について

犬山市社会教育委員設置条例第1条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市社会教育委員の委嘱任期の満了に伴い、犬山市社会教育委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市社会教育委員名簿（案）

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

| NO | 氏名 | 区分 | 所属・役職 | 備考 |
|----|--------|-----|-----------------------|----|
| 1 | 横井 耕市 | (2) | 犬山市スポーツ少年団本部長 | 継続 |
| 2 | 田川 憲次郎 | (2) | 楽田地区コミュニティ推進協議会・顧問 | 継続 |
| 3 | 川島 紀之 | (2) | (特非) 犬山市民活動支援センター・理事長 | 継続 |
| 4 | 赤塚 次郎 | (4) | 犬山市文化財保護審議会・委員 | 継続 |
| 5 | 杉本 裕子 | (3) | 犬山市主任児童委員 | 継続 |
| 6 | 佐藤 正之 | (4) | 名古屋経済大学・教授 | 継続 |
| 7 | 千葉 桂子 | (1) | 元犬山市教育委員 | 継続 |
| 8 | 森岡 万朱衣 | (3) | 犬山市婦人会連絡協議会・会長 | 継続 |
| 9 | 伊藤 恵以知 | (2) | 犬山市文化協会・会長 | 新規 |

1. 委嘱について

- 犬山市社会教育委員設置条例(昭和29年8月1日施行)に基づき委嘱する。
- 委員の定数は15名以内とする。
- 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1)学校教育の関係者
 - (2)社会教育の関係者
 - (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4)学識経験のある者
- 委員の任期2年。ただし、再任することができる。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。

2. 役割（社会教育法昭和24年6月施行及び犬山市社会教育審議会規則昭和29年7月施行）

- 犬山市社会教育委員をもって犬山市社会教育審議会を組織する。(第2条)
- 審議会は、次の職務を行う。
 - (1)社会教育振興に関する諸事項の審議を行う。
 - (2)定時(年2回)又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べる。
 - (3)前2号の職務を行うために、必要な調査研究を行う。(第6条)
- 審議会は、委員の1/2以上で開き、過半数でこれを決定する。

3. 報酬

- 日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例)

4. その他

- 女性比率33.3%

犬山市教育委員会第14号議案

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市青少年健全育成推進員を委嘱する必要があるからである。

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱目的と役割について

犬山市青少年センター

1 委嘱について

保護司、民生児童委員主任児童委員、小中学校PTA会長、小中高等学校生徒指導主事・担当者を教育委員会が委嘱する。

(1) 目的

地域の青少年の健全育成を図る。

(2) 役割

青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機等の有害環境の発見、地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行等の早期発見・早期指導、声掛け等を行なう。

2 青少年健全育成事業

青少年の非行防止と健全育成をより効果的に推進するため、県青少年対策の方針及び青少年健全育成県民運動実施要綱に基づき、青少年センターを母体に、次の活動を行う。

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

夏期(7月1日～8月31日)、冬期(12月20日～1月10日)

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

(2) おあしす(あいさつ)運動(年間)

(3) 子ども・若者育成支援県民運動(強調月間11月1日～11月30日)

スローガン 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」

(4) 「家庭の日」県民運動(毎月第3日曜日 強調月間2月1日～2月末日)

スローガン 「親と子の 対話がつくる よい家庭」

令和6年度 犬山市青少年健全育成推進員名簿 (56名)

犬山保護区保護司会15名

| 氏名(敬称略) | |
|-----------|----|
| 松 本 寛 | 継続 |
| 芹 澤 保 夫 | 継続 |
| 五 島 茂 樹 | 継続 |
| 深 見 公 子 | 継続 |
| 大 澤 渡 | 継続 |
| 高 間 信 雄 | 継続 |
| 鈴 木 一 成 | 継続 |
| 奥 村 由 季 恵 | 継続 |
| 玉 置 幸 哉 | 継続 |
| 今 井 康 弘 | 継続 |
| 山 田 真 也 | 継続 |
| 後 藤 修 | 継続 |
| 森 岡 万 朱 衣 | 継続 |
| 三 浦 知 里 | 新規 |
| 羽 澄 一 乗 | 新規 |

犬山市小中学校PTA会長14名

| 学校名 | 氏名(敬称略) | |
|---------|-----------|----|
| 犬山北小学校 | 武 田 美 地 秋 | 継続 |
| 犬山南小学校 | 伊 藤 功 人 | 新規 |
| 城東小学校 | 小 川 主 税 | 新規 |
| 今井小学校 | 古 屋 克 敏 | 新規 |
| 栗栖小学校 | 佐 藤 実 | 新規 |
| 羽黒小学校 | 鈴 木 敬 明 | 継続 |
| 楽田小学校 | 正 岡 久 和 | 新規 |
| 池野小学校 | 加 藤 麻 衣 子 | 新規 |
| 東 小 学 校 | 島 崎 友 子 | 新規 |
| 犬山西小学校 | 馬 場 梨 恵 子 | 新規 |
| 犬山中学校 | 林 昭 夫 | 継続 |
| 城東中学校 | 三 矢 耕 平 | 新規 |
| 南部中学校 | 浅 岡 正 視 | 継続 |
| 東部中学校 | 田 中 早 織 | 新規 |

市内小中高等学校生徒指導担当者 10名

生徒指導主事 6名

| 学校名 | 氏名(敬称略) | |
|----------|-----------|----|
| 犬山北小学校 | 鈴 木 悠 平 | 新規 |
| 犬山南小学校 | 三 島 遥 加 | 新規 |
| 城東小学校 | 中 村 尚 矢 | 新規 |
| 今井小学校 | 平 松 一 毅 | 継続 |
| 栗栖小学校 | 原 田 拓 弥 | 継続 |
| 羽黒小学校 | 小 林 智 | 新規 |
| 楽田小学校 | 奥 村 知 史 | 新規 |
| 池野小学校 | 林 泉 | 継続 |
| 東 小 学 校 | 藤 江 広 樹 | 新規 |
| 犬山西小学校 | 森 友 邦 夫 | 新規 |
| 犬山中学校 | 長 谷 川 直 哉 | 継続 |
| 城東中学校 | 小 出 邦 博 | 継続 |
| 南部中学校 | 小 川 旺 洋 | 新規 |
| 東部中学校 | 神 谷 惇 己 | 継続 |
| 犬山高等学校 | 吉 野 正 基 | 継続 |
| 犬山総合高等学校 | 山 中 将 司 | 継続 |

民生児童委員(主任児童委員)11名

| 氏名(敬称略) | |
|-----------|----|
| 山 本 智 子 | 継続 |
| 木 納 聖 子 | 継続 |
| 長 薦 貴 栄 | 継続 |
| 水 野 佳 子 | 継続 |
| 林 す わ 子 | 継続 |
| 大 澤 み どり | 継続 |
| 廣 中 典 子 | 継続 |
| 伊 藤 恭 子 | 継続 |
| 杉 本 裕 子 | 継続 |
| 長 谷 川 文 子 | 継続 |
| 新 井 里 恵 | 継続 |

任期：令和6年7月10日～令和7年3月31日

女性比率：37.5%

犬山市教育委員会第15号議案

犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条並びに犬山市公民館の設置及び管理に関する条例第4条及び第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市公民館運営審議会委員の退任に伴い、犬山市公民館運営審議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市公民館運営審議会委員 名簿

今回委嘱をする委員 任期：委嘱の日～令和7年6月30日

| 職名 | 氏名 | 委員区分 | 役職等 | 備考 |
|----|--------|----------|-----------|-------------------|
| 委員 | 伊藤 恵以知 | 社会教育の関係者 | 犬山市文化協会会長 | 新規 前任者 山田昌宏 |

任期中の委員 任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

| 職名 | 氏名 | 委員区分 | 役職等 | 備考 |
|------|--------|-------------------|--------------------------------|----|
| 委員長 | 尾関 雅嗣 | 社会教育の関係者 | 犬山音楽文化協会役員 | 継続 |
| 副委員長 | 鶴野 隆浩 | 学識経験者 | 名古屋芸術大学 教育学部 教授(子ども学科子ども支援コース) | 継続 |
| 委員 | 久本 浩子 | 学校教育の関係者 | 犬山市立栗栖小学校教頭 | 継続 |
| 委員 | 佐曾利 吏佐 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | NPO法人にこっと事務局長 | 継続 |

1) 設置について

- ・社会教育法(昭和24年6月10日施行)第29条第1項及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和58年3月26日施行)に基づき設置。
- ・館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。
- ・委員の定数20名以内。
- ・委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- ・委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2) 審議会の開催について

- ・年2回程度開催予定

3) 本審議会の女性比率

- ・40%

犬山市教育委員会第16号議案

犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について

犬山祭伝承保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山祭伝承保存委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山祭伝承保存委員会委員名簿（案）

（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

| No. | 職名 | 氏名 | 委員区分 (規則第2条の該当号) | 所属等 | 備考 |
|-----|----------|-------|---------------------------------------|--|----|
| 1 | 委員 | 鬼頭秀明 | (1) 学識経験者 | 文化庁文化審議会専門委員・ 中京大学文学部非常勤講師 | 継続 |
| 2 | 委員 | 久保智康 | (1) 学識経験者 | 京都国立博物館名誉館員 | 継続 |
| 3 | 委員 | 入江宣子 | (i) 学識経験者 | 日本民俗音楽学会・ 民俗芸能学会会員 | 継続 |
| 4 | 委員 | 藤井健三 | (1) 学識経験者 | 財団法人西陣織物館顧問 | 継続 |
| 5 | 委員 | 菊池健策 | (1) 学識経験者 | 元文化庁文化財部伝統文化課主任 文化財調査官・ 神奈川大学非常勤講師 | 継続 |
| 6 | 委員 | 石樽康彦 | (1) 学識経験者 | 日本ロボット学会会員・ 日本機械学会会員・工学博士 | 継続 |
| 7 | 委員 | 岩田敏也 | (1) 学識経験者 | 愛知県文化財保護審議会委員・ 東海工業専門学校講師 | 新規 |
| 8 | 委員 | 多和田兼道 | (2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行、副会 長及び参与 | (一社) 犬山祭保存会会長代行 | 継続 |
| 9 | 委員 | 小林幹和 | (2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行、副会 長及び参与 | (一社) 犬山祭保存会参与 | 継続 |
| 10 | 臨時 委員 | 栗谷和男 | (3) その他教育委員会が必 要とする者 | 中本町代表 ※任期：中本町修理事業完了迄 | 新規 |

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山祭伝承保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・全体会議を年2回、専門部会を必要に応じて開催。
- ・内容は、全体会議が事業方針の決定、事業計画の承認、実績報告等、専門部会が高度な専門知識を必要とする調査、検討会議等。

(3) 本会議の女性比率は11.1%。臨時委員も含めた場合は10.0%。

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員（専門部会委員）の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員（専門部会委員）の委嘱をする必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員（専門部会委員）名簿（案）

今回委嘱を予定する委員

任期：令和6年6月1日～令和6年11月30日

| 職名 | 氏名 | 委員区分 | 所属等 | 備考 |
|----|-------|-------|----------------|----|
| 委員 | 松下 廸生 | 学識経験者 | 博物館明治村 建築担当 主任 | 新規 |

任期中の委員

任期：令和4年12月1日～令和6年11月30日

| 職名 | 氏名 | 委員区分 | 所属等 | 備考 |
|----|--------|-------|---------------------------------|----|
| 委員 | 越澤 明 | 学識経験者 | 北海道大学 名誉教授 一般財団法人住宅保証支援機構理事長 | |
| 委員 | 下間 久美子 | 学識経験者 | 國學院大學観光まちづくり学部 観光まちづくり学科 教授 | |

(1)設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づく犬山市歴史まちづくり協議会の会長の招集により専門部会を設置する。
- ・専門部会の構成員は、委員（臨時委員を含む。）のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき実施する事業等について専門的な見地から調査及び検討する。
- ・専門部会に部会長を置き、専門部会の構成員のうちから歴史まちづくり協議会の会長が指名する。

(2)委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

(3)本委員会の女性比率

- ・33%